

# 浜松市教育委員会会議次第

令和元年11月25日(月)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(鈴木委員、安田委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【議決案件】

第55号議案 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (教職員課)

(2) 報 告

ア 市内の新たな国指定文化財について (文化財課)

6 閉 会



第 5 5 号 議 案  
令和元年 1 1 月 2 5 日 提 出

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第 2 0 条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第 3 6 条第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 1 0 0 分の 1 1 2 . 5 以上 1 0 0 分の 1 8 5 以下</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 1 0 0 分の 1 0 1 以上 1 0 0 分の 1 1 2 . 5 未満</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第 2 0 条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第 3 6 条第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>6 月に支給する場合には</u> 1 0 0 分の 1 1 2 . 5 以上 1 0 0 分の 1 8 5 以下、<u>1 2 月に支給する場合には</u> 1 0 0 分の 1 1 7 . 5 以上 1 0 0 分の 1 9 5 以下</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>6 月に支給する場合には</u> 1 0 0 分の 1 0 1 以上 1 0 0 分の 1 1 2 . 5 未満、<u>1 2 月に支給する場</u></p>

<p>(3) 勤務成績が良好な職員 100分の89.5</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の89.5未満</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>合には<u>100分の106以上100分の117.5未満</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>6月に支給する場合には100分の89.5、12月に支給する場合には100分の94.5</u></p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>6月に支給する場合には100分の89.5未満、12月に支給する場合には100分の94.5未満</u></p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当の支給をしない職員)</p> <p>第4条 給与条例第33条第1項後段の規定により教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において第2条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職<u>又は失職</u>の後基準日までの間において、次のいずれかに該当する者（臨時的任用職員を除き、非常勤である者にあつては、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他教</p>	<p>(期末手当の支給をしない職員)</p> <p>第4条 給与条例第33条第1項後段の規定により教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において第2条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において、次のいずれかに該当する者（臨時的任用職員を除き、非常勤である者にあつては、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他教育</p>

<p>育委員会の定める者に限る。)となったもの</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(勤勉手当の支給をしない職員)</p> <p>第17条 給与条例第36条第1項後段の規定により教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない者については、この限りでない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において第15条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>委員会の定める者に限る。)となったもの</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(勤勉手当の支給をしない職員)</p> <p>第17条 給与条例第36条第1項後段の規定により教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない者については、この限りでない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において第15条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第36条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>6月に支</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第36条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分</u></p>

<p>給する場合には<u>100分の112.5以上100分の185以下</u>、<u>12月に支給する場合には100分の117.5以上100分の195以下</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>6月に支給する場合には100分の101以上100分の112.5未満</u>、<u>12月に支給する場合には100分の106以上100分の117.5未満</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>6月に支給する場合には100分の89.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の94.5</u></p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>6月に支給する場合には100分の89.5未満</u>、<u>12月に支給する場合には100分の94.5未満</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p><u>の115以上100分の190以下</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の103.5以上100分の115未満</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の92</u></p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の92未満</u></p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- この規則は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は同月14日から、第3条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和元年浜松市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において、次のいずれかに該当する者（臨時的任用職員を除き、非常勤である者にあつては、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において、次のいずれかに該当する者（非常勤である者にあつては、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）、同法第28条の4第1項、第28

を

された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他教育委員会の定める者に限る。）となったもの

条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他教育委員会の定める者に限る。）となったもの

(2) その退職の後基準日までの間において、次のいずれかに該当する者（臨時的任用職員を除き、非常勤である者）は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他教育委員会の定める者に限る。）となったもの

(2) その退職の後基準日までの間において、次のいずれかに該当する者（非常勤である者）は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）、同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他教育委員会の定める者に限る。）となったもの

改める。





浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

(提案理由)

地方公務員法及び浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率及び失職に関する規定について改正するものです。

(改正内容)

1 勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合の改定（年間100分の5の引き上げ）に伴い、勤勉手当の成績率を改定するものです。

(再任用職員以外の職員の勤勉手当の成績率)

区分	勤勉手当の成績率		
	現行	改正案	
		令和元年12月	令和2年度以降
勤務成績が特に優秀な職員	100分の112.5以上 100分の185以下	100分の117.5以上 100分の195以下	100分の115以上 100分の190以下
勤務成績が優秀な職員	100分の101以上 100分の112.5未満	100分の106以上 100分の117.5未満	100分の103.5以上 100分の115未満
勤務成績が良好な職員	100分の89.5	100分の94.5	100分の92
勤務成績が良好でない職員	100分の89.5未満	100分の94.5未満	100分の92未満

2 地方公務員法改正による所要の整備

地方公務員法の改正により、地方公務員が成年被後見人及び被保佐人に該当した場合にも失職することがなくなるため、この失職に関する規定を削除するものです。

3 その他

その他規則の改正に伴う所要の整備を行うものです。

(施行期日等)

1及び3の改正については、令和元年12月1日から施行するものです。ただし、令和2年度以降の勤勉手当の改定は、令和2年4月1日から施行するものです。

2の改正については、令和元年12月14日から施行するものです。



## 市内の新たな国指定文化財について

文化財課

浜松市指定以外の文化財（国・県指定文化財、国登録文化財）について、市内における最近の指定・登録状況を報告いたします。

国の文化審議会（会長 佐藤信）は、11月15日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、史跡名勝天然記念物の新指定19件ほかについて文部科学大臣に答申しました。この結果、近日中に行われる官報告示を経て、国指定の史跡名勝天然記念物は3,299件となる予定です。浜松市内では、天竜区山東に所在する「光明山古墳」の新指定が答申されました。



## 光明山古墳（こうみょうさんこふん） 1件

5世紀中葉に天竜川東岸の丘陵先端に築かれた前方後円墳。眼下に秋葉街道が通じる交通の要衝に築かれた。全長83m、後円部径48m、後円部高さ8.5m。葺石の区画石列が良好に遺存し、円筒埴輪と朝顔形埴輪が出土する。当該時期において東海地方でも屈指の規模を誇る前方後円墳であり、それまで古墳の築造が見られなかった内陸交通の要衝の地に突如として築かれており、古墳時代中期におけるヤマト王権の交通政策の変革に伴う古墳築造の在り方の転換と、そうした在り方を受容した地域首長の動向を明瞭に示す事例として重要。

所在地：天竜区山東

以上、報道済です。

この答申により、浜松市内の国指定史跡は4件となります。

なお、光明山古墳の国指定告示により、同古墳の静岡県文化財指定は解除されます。

(参考)浜松市内の国指定史跡

種別	名称	区	所在地等	指定年月日
史跡	三岳城跡	北区	引佐町	昭和 19 年 3 月 7 日
史跡	蜷塚遺跡	中区	蜷塚四丁目	昭和 34 年 5 月 13 日
史跡	二俣城跡及び鳥羽山城跡	天竜区	二俣町	平成 30 年 2 月 13 日
史跡	光明山古墳	天竜区	山東	(答申)